



## プライバシーを守るために

個人情報保護制度4月1日からスタート



市では、昨年九月に「小田原市個人情報保護条例」を制定し、施行に向けて準備を進めてきましたが、四月一日からこの制度がスタートすることになりました。市は、市民のみなさんいろいろな届出をしております。

例えば、赤ちゃんが生まれたときの出生届、結婚したときの婚姻届、また、一年間の所得を申告する市民税・県民税申告書などがあります。

そして市では、これらの届出をもとに、各種の台帳を作成し、事務を行っております。

このように、市の仕事は、市民のみなさんの生活と深い関わりを持っております。

そのため、市には、みなさんの「個人にかかわるデータ」がたくさん保管されていきます。

これまで、市が保管する「個人にかかわるデータ」は、地方公務員法などに規定される職員の守秘義務により保護が図られてきましたが、このたび条例として法的にも市民のプライバシーを保護していきます。

# 制度のあらまし

この制度を実施する機関は



市のすべての機関です。

## 個人情報とは

市で取り扱っている氏名・住所・病歴・所得など個人に関するすべての情報です。

## 取り扱わないものは

思想・信条・宗教など基本的人権を損なうおそれのある個人情報は、法令の定めがあるときなど、を除いて取り扱いません。

## 収集するときは

収集目的をはっきりさせ、必要以上のものは、収集しません。原則として本人から収集します。

みなさんの個人情報は、このように取り扱います。

## 個人情報保護運営審議会



個人情報保護制度の適正・円滑な運営を図るため、制度の重要事項について審議します。

## コンピュータ結合は

市役所、市役所のコンピュータとそれ以外のコンピュータとはつなぎません。つなぐ場合は、審議会の意見を聴きます。

## 登録簿

個人情報を取り扱う事務の内容が登録され、行政情報センターで自由に閲覧することができます。

## 利用は

収集した個人情報は、収集の目的の範囲内で利用します。

## 管理は

正確で最新のものとすし、必要がなくなつたときは、速やかに廃棄します。

各実施機関



訂正の実施

請求書の送付

窓 □  
(行政情報センター)  
受付・窓口



請求

請求者  
本人  
(個人情報記録されている人)



請求から開示(訂正)までの手続

# 個人情報保護

☆もう一つは、みなさんが、自分の情報を確認したり、事実と違うと思う情報については訂正を求め、することもできるという権利を明らかにしたものです。

ここでは、この制度のあらましをお知らせします。

## 制度が利用できる人は

市が管理している自分の個人情報に記録されている人



## 請求できることは

- 自分の情報を見ること
- 自分の情報の内容が、事実と違うと思う場合は、それを訂正すること
- 一定のルールと連つた自分の情報の取扱いに対して正しく、かつ公平に申し立てる。

みなさんは自分の情報を見たり、事実と違うと思うときは、訂正もできます。

## 開示、訂正の決定は、通知書によりお知らせします。

- 開示の請求日から15日以内に開示するか、しないかを決定します。
- 訂正の請求日から15日以内に訂正するか、しないかを決定します。

## 例外的にお見せできない個人情報もあります。

- 法令の規定により、お見せできないとされているもの
- 個人の指導、診断、評価、選考などに明らかで差し支えがないものであるもの
- お見せすることにより、市の機密の公正または円滑な行政執行を妨げるものと認められるもの

## 請求の方法は

- 行政情報センターに用意してある請求書に住所・氏名・個人情報の内容などを記入して出していただく。
- 本人であることを確認できる運転免許証、健康保険証などをお持ちください。

## お願

市民や事業者さんも、重要性を認識し、個人情報を適切に扱っていただくことをお願いします。

## 決定に不服のあるときは

個人情報の開示または、訂正を認められなかった場合、60日以内に異議申立てができます。

## 個人情報保護審査会

異議申立てがあった場合、実施機関の判断が正しいかどうかを公正な立場から審議します。



開示の実施 (閲覧・写しの交付)

決定通知

◆ お問い合わせ先  
行政総務課 行政情報センター

TEL 020-801-2000

## 市で持っている公文書も見ることができます。

### 公文書公開制度



#### — 市民の知る権利のために —

市では、平成元年度から、公文書公開制度を実施しております。この制度は、市で持っている公文書を、市民のみなさんの請求に応じて、できる限り公開し、市政に対する市民のみなさんの理解を深め、市政への参加を一層進めるものです。

#### Q & A 質問コーナー



**Q** この制度は、だれでも利用できますか。

**A** 市民、市内に事業所等のある方、市内に通勤通学する方、本市に市税を納めている方、本市の行政に利害関係のある方は、だれでも利用できます。

**Q** どんな情報が請求できますか。

**A** 市の職員が職務に関して作成した方、または得た公文書で、市内の処理が終了したものが公開請求の対象となります。

**Q** 請求した公文書は、すべて公開されますか。

**A** 公文書公開制度は、公開を原則としていますが、個人に関する情報や、市の行政の円滑な執行に著しい支障がもたらされる情報など、公開できない情報もあります。

**Q** 請求するのは、ネットではいけませんか。

**A** 市役所4階の行政情報センターへお越しください。ネットでの公文書公開の請求書がありません。

**Q** 請求した公文書は、いつ見られますか。

**A** 原則として15日以内、その文書の公開・非公開の決定通知をし、公開の場合は、行政情報センターへ見ていただけます。

また、請求しただけで公開されず、納付がない場合は、80日以内に再議申立てをすることができます。

この再議申立てがあった場合は、「小田原市公文書公開審査法」の規定を置いて、異議申立てに対する決定をします。

### 行政情報センターの御案内

行政情報センターでは、公文書公開及び個人情報の開示の受付や相談のほか、刊行物などによる情報の提供を行います。

利用時間(日、祝日、閉庁土を除く)

- 月～金 午前8時30分～午後5時
- 土 午前8時30分～午後0時30分



#### 主な行政資料

- 小田原市刊行物
- 各種統計資料
- 神奈川県公報、官報
- 市議会議案、会議録
- 市、県の条例・規則集
- その他

#### 有償刊行物の販売

- 小田原市史
- 統計要覧
- 市勢要覧
- 文化財調査報告書
- 辻村植物公園の四季
- その他

#### 文書目録コーナー

- 公文書目録
- 個人情報取扱事務登録簿

#### コピー

資料の写しを御希望の方には、有料でコピーサービスをいたします。

#### お問い合わせ

小田原市役所4階行政情報センター  
電話 (33) 1288